

**学校給食費の抜本的な負担軽減
(いわゆる給食無償化) の制度設計に
おける非喫食者の対応に対する要望**

令和 7 年 12 月 24 日

神奈川県市長会

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の制度設計における 非喫食者の対応について

令和7年12月18日付けで「自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム」が、「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」に合意しました。この合意では、令和8年4月から、公立小学校の児童1人につき月額5,200円を公費で支援する方針が決定されました。

この決定は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものであり、安心して子育てをすることができる社会の形成に寄与するものと期待されます。

一方で、学校給食の現場では、食物アレルギーのある児童に対して、除去食の提供や家庭弁当との併用など、可能な限り個々の児童の状況に応じた対応に努めているところです。加えて、不登校や、長期欠席等の事情により、給食を食べることができない児童に対しても、個々の状況に応じて、きめ細やかな対応をしています。

上記のような様々な事情で給食を毎日食べることのできない非喫食者の取扱いについては、12月18日付け合意において、「その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする」とされています。

このような非喫食者は、給食を喫食していないため、今般の学校給食費の抜本的な負担軽減の恩恵を受けることができず、児童の昼食の経済的負担について、引き続き保護者が担うこととなり、不公平が生じます。その解消策として、学校設置者の判断により、食材費を公費で負担する現物給付に加えて、非喫食者に対して、給食費相当額を現金給付する仕組みを並行して実施することが考えられます。

こうした現金給付が、今般創設される「給食費負担軽減交付金（仮称）」の対象となるか、具体的に示されておりませんが、仮に学校設置者（市町村長）の判断で取り組む非喫食者に対する対応について、当該交付金の対象外とされることは、これまでの検討経過に鑑みると看過できるものではありません。

12月26日には、国の令和8年度当初予算案の閣議決定が予定されており、現在、学校給食費の抜本的な負担軽減の制度設計の仔細について検討がなされているものと思料します。検討にあたっては、学校給食費の抜本的な負担軽減が、食物アレルギーを抱えていたり、不登校や長期欠席となっているなどの児童一人一人の個別の事情に対しても適切に対応することができる誰一人取り残されることのない制度となるよう熟慮いただきますよう要望いたします。

令和7年12月24日

文部科学大臣
松本 洋平 様

神奈川県市長会
会長 松尾 崇